富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱

(令和5年3月31日告示第53号)

改正 令和6年3月31日告示第51号

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靭化を図るため、住宅用設備等を導入する者に対し、予算の範囲内において、住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、富里市補助金等交付規則(平成19年規則第10号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。(補助金の交付対象)
- 第2条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次条に規定 する市内の住宅に、次に掲げる未使用の住宅用設備等(以下「補助対象設 備」という。)を関係法令に準拠して導入する事業とする。
 - | 家庭用燃料電池システム (エネファーム)
 - ② 定置用リチウムイオン蓄電システム
 - 窓の断熱改修
 - 4 電気自動車
 - り プラグインハイブリッド自動車
 - ⑥ V2H充放電設備
 - (7) 集合住宅用充電設備
 - (8) 住民の合意形成のための資料
- 2 補助対象設備の要件は、別表第1のとおりとする。

(補助対象設備を導入する住宅)

第3条 市が補助する補助対象設備を導入する住宅(店舗、事務所等との併用住宅を含む。)は、別表第2に規定する要件を満たすものとする。

(補助対象者)

- 第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、補助金の交付を申請する年度内に補助事業を実施し、かつ、別表第3に定める共通要件及び別表第4に定める補助対象設備ごとの要件に該当するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者が次の各号 のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は補助対象とならない。

- 国 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- ② 次のいずれかに該当する行為(イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、状を知って、法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを 知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品 その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約 の相手方(法人その他の団体にあっては、その役員等)が暴力団員であ ることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 場 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者 (補助対象経費と補助金の額)
- 第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は補助事業 を実施する者が負担した設置費等のうち別表第5に示すものとし、補助金の 額は別表第6のとおりとする。
- 2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を 控除するものとし、設置費等に国その他の団体からの補助金を充当する場合 は、更に当該補助金の額を控除した額とする。
- 3 補助金は電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、集合住宅用充電設備及び住民の合意形成のための資料を除く補助対象設備の種類ごとに、一の住宅に1回(個人による集合住宅の専有部分において利用する設備の設置にあっては1戸に限り1回、マンション管理組合による窓の断熱改修にあっては1棟に限り1回)に限り交付する。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合は、この限りでない。
- 4 補助金は電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車については、導入 する住宅において、補助対象設備の種類ごとに、補助金の交付を受けようと する者(以下「申請者」という。)一人につき1回に限り交付する。
- 5 補助金は集合住宅用充電設備及び住民の合意形成のための資料については、 補助対象設備の種類ごとに、同一の工事につき1回に限り交付する。

(交付の申請)

- 第6条 申請者は、補助事業に着手する前に、富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に、別表第7及び別表第8に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、補助対象設備が電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は集合住宅用充電設備の場合は、工事の着手後に提出することができる。
- 2 前項に規定する補助事業の着手は、補助事業を実施する者が居住の用に供するために、未使用の家庭用燃料電池システム(エネファーム)、定置用リチウムイオン蓄電システム又はV2H充放電設備が住宅を販売する事業者等によりあらかじめ設置された住宅を取得する場合にあっては当該住宅の引渡しとし、その他の場合にあっては補助事業に係る工事等の着手とする。

(交付等の決定)

第7条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査 し、補助金交付の可否を決定するとともに、富里市住宅用設備等脱炭素化促 進事業補助金交付(不交付)決定通知書(別記第2号様式)により、申請者 に通知するものとする。

(変更の申請)

- 第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、 第6条の申請書に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに富里市 住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更申請書(別記第3号様式)を市長 に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更承認(不承認)通知書(別記第4号様式)により、当該申請者に通知するものとする。 (申請の取下げ)
- 第9条 交付決定者は、補助対象設備の導入を中止しようとするときは、速やかに富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請取下書(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助事業の完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月10日(同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日)のいずれか早い日までに、富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書(別記第6号様式。以下「実績報告書」という。)に別表第9及び別表第10に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

- 第11条 市長は、前条の規定により実績報告書が提出されたときは、必要に応じ現地調査を行うなどその内容を審査し、適正と認めたときは補助金の額を確定し、富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金確定通知書(別記第7号様式)により、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。(交付の請求)
- 第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月20日(同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日)のいずれか早い日までに、富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書(別記第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(財産の管理)

第13条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者(以下「補助事業実施者」という。)は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「受益財産」という。)について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

- 第14条 補助事業実施者は、受益財産について、市長が指定する期間(以下「財産処分制限期間」という。)は、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認申請書(別記第9号様式)により市長の承認を得た場合は、この限りでない。
- 2 前項で定める財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を勘案し、別表第11 に定める年数とする。
- 3 市長は、第1項の規定による申請書が提出されたときは、その内容を審査 し、富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認(不承認)通知書 (別記第10号様式)により、当該申請者に通知するものとする。
- 4 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による通知を受けた場合において、 財産処分制限期間の満了日までの月数(1か月未満の期間は算入しない。) の割合に相当する補助金額(千円未満の端数があるときは、その端数は切り 捨てるものとする。)を返還しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、当該処分が天災、本人の責めに帰さない事故そ の他のやむを得ない事由による場合において、市長は返還すべき補助金額の

全部又は一部を免除することができる。

(交付決定の取消し等)

- 第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、 補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - □ 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - ② この要綱に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、富里 市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付決定取消通知書(別記第11号 様式)により、その者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(協力の義務)

第17条 補助事業実施者は、市長から事業効果等に関する資料の提供を求められたときは、協力しなければならない。

(暴力団密接関係者)

第18条 規則第20条第1項第3号の市長が定める者は、第4条第2項第2号 又は第3号に該当する者とする。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 前項の規定によるこの告示の失効の際現にこの告示に基づいて交付されている補助金に係る交付決定の取消し及び補助金の返還請求については、この告示の失効にかかわらず、第15条及び第16条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(令和6年3月31日告示第51号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

補助対象設備の要件

補助対象設備	補助対象設備の要件
の種類	間切べ多以間ジタ目
家庭用燃料電	燃料電池ユニット、貯湯ユニット等から構成され、都市ガ
池システム	ス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の
(エネファー	酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用で
ム)	きるもののうち、一般社団法人燃料電池普及促進協会の機
	器登録を受けているものであること。ただし、停電時自立
	運転機能を有するものに限る。
定置用リチウ	リチウムイオン蓄電池部(リチウムイオンの酸化及び還元
ムイオン蓄電	で電気的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。)、イン
システム	バータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーによ
	り発電した電力、夜間電力等を繰り返し蓄え、停電時や電
	力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することがで
	きるもののうち、国が令和4年度以降に実施する補助事業
	における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニ
	シアチブにより登録されているものであること。
窓の断熱改修	既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修
	(内窓の設置を含む。)するに当たり、次の要件を満たす
	こと。
	国が令和4年度以降に実施する補助事業の補助対象
	機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は
	公益財団法人北海道環境財団により登録されているも
	のであること。
	② 1室(壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間
	をいう。ただし、空気が通り抜けてしまう簡易的な仕
	切り(カーテン、ロールスクリーン等)は、室を区切
	る仕切りとして認めない。)単位で外気に接する全て
	の窓の断熱化をすること。
	③ リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋、キッチ
	ン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴
	室、屋内ガレージ等の施設を補助の対象とする。
	4 換気小窓(障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で
	換気を行うことができる小窓をいう。)、300mm×

200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓、テラスドア・勝手ロドア、玄関ドアに附属する窓及びガラス等は、改修を要件としない。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は、補助対象とすることができる。

⑤ 共同住宅又は長屋(以下「マンション等」という。)においては、1戸以上の窓の断熱改修を行う場合、エントランス、ロビー、階段、廊下等の居住の用に供していない共用部分の窓の断熱改修についても補助対象とすることができる。

電気自動車

電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機 関を併用しない自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第 185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を 受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同 じ。)で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電 気」と記載されているもののうち、次に掲げる要件を満た すもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家 用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のもの に限る。

- (1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの(中古の輸入車の初度登録車を除く。)であること。
- ② 自動車検査証の使用の本拠の位置が、使用者の住所 と一致すること。
- ③ 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助 金の交付を受ける年度内の日付であること。
- 国が令和4年度以降に実施する補助事業において、 一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対 象とされている電気自動車であること。

プラグインハ イブリッド自 動車

電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として 併用し、かつ、外部からの充電が可能な自動車で、自動車 検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」又 は「軽油・電気」と記載されているもののうち、次に掲げ る要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗 用」で、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されてい る四輪のものに限る。

- (1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの(中古の輸入車の初度登録車を除く。)であること。
- ② 自動車検査証の使用の本拠の位置が、使用者の住所 と一致すること。
- ③ 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助 金の交付を受ける年度内の日付であること。
- 国が令和4年度以降に実施する補助事業において、 一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているプラグインハイブリッド自動車であること。

V2H充放電 設備

電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車(以下「電気自動車等」という。)と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。

集合住宅用充電設備

集合住宅の管理者等が電気自動車等に充電するために設置する以下の設備のうち、国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。

急速充電設備

電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を有する、1基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクター、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

② 普通充電設備

漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、1基当たりの定格出力が10kW未満のもので、 充電コネクター、ケーブルその他の装備一式を備えた ものをいう。

③ 蓄電池付急速充電設備

主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池 を備えた、1基当たりの定格出力が50kW以上の急速 充電設備で充電コネクター、ケーブルその他装備一式 を備えたものをいう。

(4) 充電用コンセント

電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する 200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をい う。

⑤ 充電用コンセントスタンド 充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体を いう。

住民の合意形成のための資料

マンション管理組合が住民の合意形成のために作成する充電設備の導入に係る説明資料(充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図及び住民の費用負担のシミュレーション等)で、当資料を使用することにより、マンション管理組合の総会で集合住宅用充電設備の導入についての議論が行われるものであること。

別表第2(第3条関係)

補助対象設備を導入する住宅の要件

設備の種類	補助対象設備を導入する住宅の要件
家庭用燃料電	次の各号のいずれかに該当すること。
池システム	1) 補助事業を実施する者自らが所有し、かつ、居住す
(エネファー	る市内に所在する住宅
(A)	② 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するため
Δ)	に市内に新築する住宅
	補助事業を実施する者の居住の用に供するために取
	得する、未使用の補助対象設備が住宅を販売する事業
	者等によりあらかじめ設置された市内に所在する住宅
	4 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住
	する市内に所在する住宅
定置用リチウ	(1) 市への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備
ムイオン蓄電	(太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型
システム	の設備であって、設置された住宅において電気が消費
	されるものをいう。以下同じ。)が設置されているこ
	と。この場合において、接続する住宅用太陽光発電設
	備は、新設のものであるか又は既に設置されていたも
	のであるかは問わないものとする。
	② 次のいずれかに該当すること。

ア 補助事業を実施する者自らが所有し、かつ、居住 する市内に所在する住宅 イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するた めに市内に新築する住宅 補助事業を実施する者の居住の用に供するために 取得する、未使用の補助対象設備が住宅を販売する 事業者等によりあらかじめ設置された市内に所在す る住宅 エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居 住する市内に所在する住宅 窓の断熱改修 ② 窓の断熱改修の工事に着工する日の前日までに建築 工事が完了していること。 ②次のいずれかに該当すること。 ア 補助事業を実施する者自らが所有し、かつ、居住 する市内に所在する住宅 イ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居 住する市内に所在する住宅 ウ 補助事業を実施する者が管理する、市内に所在す る共同住宅又は長屋(以下「マンション等」とい う。) | 市への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が 設置され、発電した電気を電気自動車等に充電できる こと。この場合において、接続する住宅用太陽光発電 設備は、新設のものであるか又は既に設置されていた ものであるかは問わないものとする。 雷気自動車、 ② 市への実績報告の日までに補助事業を実施する者自 プラグインハ らが居住する市内に所在する住宅であること。 イブリッド自 別表第6において、住宅用太陽光発電設備及びV2 動車 H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとする ときは、市への実績報告の日までにV2H充放電設備 を設置していること。この場合において、V2H充放 電設備は、新設のものであるか又は既に設置されてい たものであるかは問わないものとする。 V2H充放電 | 市への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が 設備 設置され、かつ、電気自動車等が導入されているこ と。この場合において、接続する住宅用太陽光発電設 備にあっては、新設のものであるか又は既に設置され

ていたものであるかを、電気自動車等にあっては、新 規導入であるか又は既に導入されていたものであるか を問わないものとする。 ②次のいずれかに該当すること。 ア 補助事業を実施する者自らが所有し、かつ、居住 する市内に所在する住宅 イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するた めに市内に新築する住宅 ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために 取得する、未使用の補助対象設備が住宅を販売する 事業者等によりあらかじめ設置された市内に所在す る住宅 エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住 する市内に所在する住宅 集合住宅用充 □ 既存のマンション等であり、設備はマンション等に 電設備 属する駐車場(平置き、立体自走、機械式等)におけ る充電設備として居住者が利用できるものであるこ と。 別表第6において、住民以外も充電設備を利用可能 な場合の補助を受けようとするときは、市への実績報 告の日までに、集合住宅用充電設備を導入するマンシ ョン等の敷地の外から、住民以外も充電設備を利用す ることができることの記載がされた案内板が確認でき ること。 住民の合意形 マンション管理組合が管理する既存のマンション等である 成のための資 こと。 料

別表第3 (第4条関係)

補助対象者の要件(共通要件)

設備の種類	補助金の額
	(i) 補助事業を行う者は、市税を滞納していないこと。
第2条第1項	② 補助対象設備の設置費等を負担し、補助対象設備等
に掲げる全て	を所有すること。ただし、所有権留保付きローン(残
の補助対象設	価設定型の契約を含む。)で購入し、所有者が販売店
備	又はファイナンス会社等である場合及びリースにより
	導入し、所有者がリース事業者等である場合を含むも

のとする。

③ 助対象設備の導入をリースで行う場合には、設置者とリース事業者が共同で補助事業を行うものとする。また、リース事業者は、リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元するものとする。ただし、リース契約については、次のいずれかを満たすことを要件とする。

ア リース期間が第14条第2項に規定する財産処分制 限期間以上の契約となっていること。

イ アを満たさない場合は、リース期間終了後に設置 者が補助対象設備を購入する契約となっているこ と。

別表第4 (第4条関係)

補助対象者の要件(補助対象設備ごとの要件)

設備の種類	補助対象者の要件
家庭用燃料電	補助対象者の要件 (1) 市内に住所を有する個人であること(市への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。)。 (2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を
池 (ム 定 ウ 蓄 ム 充 ンネ、 用 イ シ V 2 M エ) 置 ム 電 、 放電設備	得ていること。 (3) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱又はこの要綱に基づく補助を受けていないこと。 (4) 定置用リチウムイオン蓄電システムについては、定置用リチウムイオン蓄電システムの設置者、又は自らと同一の世帯を構成する者が、県の他の同種の補助金の交付を重複して受けていないこと。

補助対象設備を導入する住宅が、別表第2「窓の断熱改 修」の(2)ア又はイに該当する場合 | 市内に住所を有する個人であること(市への実績報 告の日までに住民登録をする場合を含む。)。 園 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、 補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合 は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を 得ていること。 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設 備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと 窓の断熱改修 同一の世帯を構成する者が、富里市住宅用省エネルギ 一設備設置補助金交付要綱又はこの要綱に基づく補助 を受けていないこと。 補助対象設備を導入する住宅が、別表第2「窓の断熱改 修」の(2)ウに該当する場合 補助対象設備を設置する市内のマンション等のマン ション管理組合であること。 ② 補助対象設備を設置するマンション等において、要 綱に基づき同じ種類の補助対象設備の補助を受けてい ないこと。 | 市内に住所を有する個人であること(市への実績報 告の日までに住民登録をする場合を含む。)。 雷気自動車、 ② 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設 プラグインハ 備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと イブリッド自 同一の世帯を構成する者が、富里市住宅用省エネルギ 動車 一設備設置補助金交付要綱又はこの要綱に基づく補助 を受けていないこと。 □ 補助対象設備を設置する市内のマンション等のマン ション管理組合又は所有者であること。 ② 補助対象設備の設置に当たって、国が実施するクリ 集合住宅用充 ーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充て んインフラ等導入促進補助金の交付決定通知を受けて 電設備 いること。 同一の工事において、この要綱に基づき同じ種類の 補助対象設備の補助を受けていないこと。 □ 集合住宅用充電設備を設置しようとする市内のマン 住民の合意形 ション等のマンション管理組合であること。 成のための資 ② 同一の工事において、この要綱に基づき同じ種類の 料

補助対象設備の補助を受けていないこと。

別表第5 (第5条関係)

補助対象経費

設備の種類	補助対象経費
家庭用燃料電	設備本体(燃料電池ユニット、貯湯ユニット等)及び附属
池システム	品(給湯器、リモコン等)の購入費、工事費(据付工事、
(エネファー	配線工事、配管工事等)
ム)	
定置用リチウ	設備本体(蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装
ムイオン蓄電	置等)及び附属品(計測・表示装置、キュービクル等)の
システム	購入費、工事費 (据付工事、配線工事等)
	設備本体(ガラス及び窓)及び高断熱窓の設置と不可分の
	工事費(窓及びガラスの取付費、内窓の取付時に必要な額
	縁、ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シー
窓の断熱改修	リング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等)
	網戸、雨戸等の窓附属部材費は、対象経費から除く。
	ガラスが付随するドアそのものの本体及びその交換に要す
	る工事費は対象経費から除く。
電気自動車	電気自動車本体の購入費
プラグインハ	プラグインハイブリッド自動車本体の購入費
イブリッド自	
動車	
V2H充放電	V2H充放電設備本体の購入費
設備	
集合住宅用充	急速充電設備、普通充電設備、蓄電池付急速充電設備、充
	電用コンセント及び充電用コンセントスタンド本体の購入
電設備	費
住民の合意形	充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ル
成のための資	ート図及び住民の費用負担のシミュレーション等の作成費
料	(事業者への外注費に限る。)

別表第6 (第5条関係)

補助金の額

設備の種類	補助金の額
家庭用燃料電	上限10万円
池システム	

(エネファー	
ム)	
定置用リチウ	上限7万円
ムイオン蓄電	
システム	
窓の断熱改修	補助対象設備を導入する住宅が、別表第2「窓の断熱改
	修」の(2)ア又はイに該当する場合
	補助対象経費に4分の1を乗じて得た額(上限8万円)
	補助対象設備を導入する住宅が、別表第2「窓の断熱改
	修」の(2)ウに該当する場合
	補助対象経費に4分の1を乗じて得た額(上限8万円)
	補助対象経費に4分の1を乗じて得た額(上限8万円)は
	改修を行う戸数分を補助金とすることを可能とする。
電気自動車・	住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場
プラグインハ	合 上限15万円
イブリッド自	住宅用太陽光発電設備を併設する場合 上限10万円
動車	
V2H充放電	補助対象経費に10分の1を乗じて得た額(上限25万円)
設備	
集合住宅用充	住民のみ充電設備を利用可能な場合
電設備(急速	設備本体の購入費に係る国が実施するクリーンエネルギー
充電設備・普	自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促
通充電設備・	進補助金の補助金額に3分の1を乗じて得た額(上限50万
蓄電池付急速	円)
充電設備・充	設備本体の購入費に係る国が実施するクリーンエネルギー
電用コンセン	自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促
ト・充電用コ	進補助金の補助金額に3分の1を乗じて得た額(上限50万
ンセントスタ	円)は、設置する充電設備の基数(複数口の充電設備にあ
ンド)	っては、その口数)を補助金とすることを可能とする。

住民以外も充電設備を利用可能な場合

設備本体の購入費に係る国が実施するクリーンエネルギー 自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促 進補助金の補助金額に3分の2を乗じて得た額(1基当た り上限100万円)

設備本体の購入費に係る国が実施するクリーンエネルギー 自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促 進補助金の補助金額に3分の2を乗じて得た額(1基当た り上限100万円)は、設置する充電設備の基数(複数口の 充電設備にあっては、その口数)を補助金とすることを可 能とする。

住民の合意形 成のための資 料 上限15万円

別表第7(第6条関係)

交付申請書の添付書類 (共通して必要となるもの)

設備の種類	交付申請書の添付書類
第2条第1項に掲げる全ての補助対象設備	(1) 補助対象設備の概要(別記第1号様式別紙1) (2) 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書、注文書等の写し(補助対象設備の導入をリースで行う場合は、リース事業者が購入する設備の購入費又は工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し) (3) 貸与料金の算定根拠明細書(別記第1号様式別紙2)(補助対象設備の導入をリースで行う場合に限る。) (4) 補助事業を行う者の市税の滞納がないことを明らかにする書類 (5) 法人に係る登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)の写し(補助事業を実施する者が法人である場合に限る。) (6) その他市長が必要と認める書類

別表第8 (第6条関係)

交付申請書の添付書類(補助対象設備ごとに必要となるもの)

設備の種類	交付申請書の添付書類
-------	------------

家 ル に が に な に い に の に の に の に の に の に の の に の に の の に の の に の の の の の の の の の の の の の	(1) 補助対象設備の技術仕様が確認できるカタログ、仕様書等の写し(2) 補助対象設備の設置予定図面(3) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真
窓の断熱改修	(1) 補助対象設備の技術仕様が確認できるカタログ、仕様書等の写し (2) 補助対象設備の設置予定図面(平面図及び立面図) (3) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真 (4) マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類(総会の議事録等)の写し及び代表者の本人確認書類(免許証、健康保険証、住民票等)の写し(補助事業を実施する者が法人格をもたないマンション管理組合である場合に限る。) (5) マンション等であることを証する書類(建築確認通知書、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等で、マンション等であることが明記されている書類)の写し(補助事業を実施する者がマンション管理組合である場合に限り必要)
電気自動車	補助対象設備の技術仕様が確認できるカタログ、仕様書等
又はプラグイ	の写し
ンハイブリッ	
ド自動車	

(1) 補助対象設備の技術仕様が確認できるカタログ、仕 様書等の写し 補助対象設備の設置予定図面(平面図及び立面図) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真 | 一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した 交付申請書類一式及び当該申請に係る交付決定書類の 写し □ マンション管理組合の現在の代表者が選定されたこ とを証する書類(総会の議事録等)の写し及び代表者 集合住宅用充 の本人確認書類(免許証、健康保険証、住民票等)の 電設備 写し(補助事業を実施する者が法人格をもたないマン ション管理組合である場合に限り必要) 申請者個人の本人確認書類(免許証、健康保険証、 住民票等) (補助事業を実施する者が個人である場合 に限り必要) □ マンション等であることを証する書類(建築確認通 知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸 契約書等でマンション等であることが明記されている 書類)の写し □ マンション管理組合の現在の代表者が確定されたこ とを証する書類 (総会の議事録等) の写し及び代表者 の本人確認書類(免許証、健康保険証、住民票等)の 住民の合意形 写し(補助事業を実施する者が法人格をもたないマン ション管理組合である場合に限り必要) 成のための資 料 □ マンション等であることを証する書類(建築確認通 知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸 契約書等でマンション等であることが明記されている 書類) の写し

別表第9 (第10条関係)

実績報告書の添付書類(共通して必要となるもの)

設備の種類	実績報告書の添付書類
第2条第1項	(1) 補助対象設備の概要(別記第6号様式別紙)
に掲げる全て	② 補助対象設備の設置費等の支払を証する書類及び内
の補助対象設	訳書の写し(補助対象設備の導入をリースで行う場合
備	を除く。)

(注) 住民票の写し(補助事業を実施する者が個人である
場合に限り必要)(補助対象設備が集合住宅用充電設
備である場合は除く。)

4 その他市長が必要と認める書類

別表第10(第10条関係)

実績報告書の添付書類 (補助対象設備ごとに必要となるもの)

設備の種類	実績報告書の添付書類
家庭用燃料電	補助対象設備の設置状況が確認できる写真
池システム	② 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書
(エネファー	類の写し
۵)	
	補助対象設備の設置状況が確認できる写真
	② 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書
定置用リチウ	類の写し
ムイオン蓄電	※ 補助対象設備を設置する住宅が別表第2 「定置用リ
システム	チウムイオン蓄電システム」の(1)に掲げる要件を満
	たすことを証する書類
	補助対象設備の設置状況が確認できる写真
	② 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書
	類の写し(窓の性能を証明する書類の写しでも差し支
窓の断熱改修	えない。)
	③ 補助対象設備を設置する住宅が別表第2「窓の断熱
	改修」の(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類
	川 補助対象設備の設置状況が確認できる写真(保管場
	所において撮影した写真)
	② 補助対象設備を購入する者が居住する住宅が別表第
電気自動車、	2 「電気自動車、プラグインハイブリッド自動車」の
プラグインハ	(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類
イブリッド自	③ 自動車検査証記録事項の写し
動車	□ 別表第6において、住宅用太陽光発電設備及びV2
	H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとする
	ときは、V2H充放電設備を設置していることを証す
	る書類

1	
V2H充放電 設備	(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 (2) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書 類の写し
HA VIII	放電設備 の(1)に掲げる要件を満たすことを証する
	書類
	② 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書
	類の写し
	一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した
	実績報告書類一式の写し
	⑷ (3)の実績報告に係る申請の額の確定書類の写し
集合住宅用充	 (一般社団法人次世代自動車振興センターへ変更の申
電設備	 請をしている場合に限る。)
	り 別表第6において、住民以外も充電設備を利用可能
	な場合の補助を受けようとするときは、マンション等
	の敷地の外から撮影した、住民以外も充電設備を利用
	することができることの記載がされた案内板と周囲の
	景観が確認できる写真
	1 作成した充電設備の設置場所見取図、平面図、電気
	系統図、配線ルート図、住民の費用負担のシミュレー
住民の合意形	ション等の資料の写し
成のための資 料	② マンション管理組合の総会で集合住宅用充電設備の
	導入についての議論が行われたことが確認できる議事
	録等の写し

別表第11(第14条関係)

財産処分制限期間

設備の種類	財産処分制限期間		
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	6年		
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年		
窓の断熱改修	10年		
電気自動車	4年		
プラグインハイブリッド自動車	4年		
V2H充放電設備	5年		
集合住宅用充電設備	5年		

第1号様式(第6条関係)

富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書

	年 月 日	
富里市長	様	
	申請者 住 所 氏 名)
京田士公 古田部供於		ı —
	脱炭素化促進事業補助金の交付を受けたいので、富里 促進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、	
のとおり関係書類を添		
	□ 家庭用燃料電池システム(エネファーム)□ 定置用リチウムイオン蓄電システム	
	□ 窓の断熱改修	
補助対象設備の種類	□ 電気自動車	
※該当する設備に✓	□ プラグインハイブリッド自動車 □ V2H充放電設備	
	□ 集合住宅用充電設備	
 補助対象設備を導入	□ 住民の合意形成のための資料	
する住宅等の所在地		
補助金交付申請額	円	
補助対象設備の概要	別紙のとおり	
補助対象設備を設置		
	1 既存の住宅に補助対象設備を設置する。	
一 する建物等の種類別 (いずれかに○印)	2 未使用の補助対象設備が設置された住宅を取得する。	
する建物等の種類別 (いずれかに○印) ※窓の断熱改修は、		
する建物等の種類別 (いずれかに○印) ※窓の断熱改修は、 1のみ 補助対象設備を設置する	2 未使用の補助対象設備が設置された住宅を取得する。 3 住宅の新築に併せて補助対象設備を設置する。	
する建物等の種類別 (いずれかに○印) ※窓の断熱改修は、 1のみ 補助対象設備を設置する 住宅等の所有者氏名 ※申請者と所有者が異	2 未使用の補助対象設備が設置された住宅を取得する。 3 住宅の新築に併せて補助対象設備を設置する。 (2、3の場合 入居予定 年 月) よなる場合は、下記に所有者が署名してください。	
する建物等の種類別 (いずれかに○印) ※窓の断熱改修は、 1のみ 補助対象設備を設置する 住宅等の所有者氏名 ※申請者と所有者が異 (電気自動車、プラ	2 未使用の補助対象設備が設置された住宅を取得する。 3 住宅の新築に併せて補助対象設備を設置する。 (2、3の場合 入居予定 年 月) よなる場合は、下記に所有者が署名してください。 ラグインハイブリッド自動車を除く。)	
する建物等の種類別 (いずれかに○印) ※窓の断熱改修は、 1のみ 補助対象設備を設置する 住宅等の所有者氏名 ※申請者と所有者が勇 (電気自動車、プラ 私は、私の所有する自	2 未使用の補助対象設備が設置された住宅を取得する。 3 住宅の新築に併せて補助対象設備を設置する。 (2、3の場合 入居予定 年 月) よなる場合は、下記に所有者が署名してください。	生
する建物等の種類別 (いずれかに○印) ※窓の断熱改修は、 1のみ 補助対象設備を設置する 住宅等の所有者氏名 ※申請者と所有者が勇 (電気自動車、プラ 私は、私の所有する自	2 未使用の補助対象設備が設置された住宅を取得する。 3 住宅の新築に併せて補助対象設備を設置する。 (2、3の場合 入居予定 年 月) よなる場合は、下記に所有者が署名してください。 がインハイブリッド自動車を除く。) E宅に補助金申請者が富里市住宅用設備等脱炭素化促進	生
する建物等の種類別 (いずれかに○印) ※窓の断熱改修は、 1のみ 補助対象設備を設置する 住宅等の所有者氏名 ※申請者と所有者が勇 (電気自動車、プラ 私は、私の所有する自	2 未使用の補助対象設備が設置された住宅を取得する。 3 住宅の新築に併せて補助対象設備を設置する。 (2、3の場合 入居予定 年 月) よなる場合は、下記に所有者が署名してください。 がインハイブリッド自動車を除く。) E宅に補助金申請者が富里市住宅用設備等脱炭素化促進	生
する建物等の種類別 (いずれかに○印) ※窓の断熱改修は、 1のみ 補助対象設備を設置する 住宅等の所有者者の所有者者が 電電気自動車、する自 私は、私の所有する 事業補助金の交付対象	2 未使用の補助対象設備が設置された住宅を取得する。 3 住宅の新築に併せて補助対象設備を設置する。 (2、3の場合 入居予定 年 月) よなる場合は、下記に所有者が署名してください。 がインハイブリッド自動車を除く。) E宅に補助金申請者が富里市住宅用設備等脱炭素化促進	生

署名生年月日年月日※同意したときは、補助事業を行う者の市税の滞納がないことを明らかにする書

類の提出は必要ありません。

(添付書類)

1	11	二二	٦
١:	犬	皿、	

□ 補助対象設備の概要(第1号様式別紙1)
□ 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書、注文書等の写し
(補助対象設備の導入をリースで行う場合は、リース事業者が購入する設備の購入
費又は工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し)
□ 貸与料金の算定根拠明細書(第1号様式別紙2)(補助対象設備の導入をリースで
行う場合に限る。)
□ 補助事業を行う者の市税の滞納がないことを明らかにする書類
□ 法人に係る登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)の写
し(補助事業を実施する者が法人である場合に限る。)
【家庭用燃料電池システム (エネファーム)、定置用リチウムイオン蓄電システム、
V2H充放電設備】
□ 補助対象設備の技術仕様が確認できるカタログ、仕様書等の写し
□ 補助対象設備の設置予定図面
□ 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真
【窓の断熱改修】
□ 補助対象設備の技術仕様が確認できるカタログ、仕様書等の写し
□ 補助対象設備の設置予定図面(平面図及び立面図。
□ 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真
□ マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類(総会の議事
録等)の写し及び代表者の本人確認書類(免許証、健康保険証、住民票等)の写し
(補助事業を実施する者が法人格をもたないマンション管理組合である場合に限
る。)
□ マンション等であることを証する書類 (建築確認通知書、建築基準法第 6 条の規定
による確認済証、賃貸契約書等で、マンション等であることが明記されている書類)
の写し(補助事業を実施する者がマンション管理組合である場合に限り必要。)
【電気自動車、プラグインハイブリッド自動車】
□ 補助対象設備の技術仕様が確認できるカタログ、仕様書等の写し
【集合住宅用充電設備】

□ 補助対象設備の技術仕様が確認できるカタログ、仕様書等の写し

□ 補助対象設備の設置予定図面(平面図及び立面図。)
□ 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真
□ 一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した交付申請書類一式及び当該申
請に係る交付決定書類の写し
□ マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類 (総会の議事
録等)の写し及び代表者の本人確認書類(免許証、健康保険証、住民票等)の写し
(補助事業を実施する者が法人格をもたないマンション管理組合である場合に限り
必要。)
□ 申請者個人の本人確認書類(免許証、健康保険証、住民票等)(補助事業を実施す
る者が個人である場合に限り必要。)
□ マンション等であることを証する書類(建築確認通知書、建築基準法第6条の規
定による確認済証、賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書
類)の写し
【住民の合意形成のための資料】
□ マンション管理組合の現在の代表者が確定されたことを証する書類(総会の議事
録等)の写し及び代表者の本人確認書類(免許証、健康保険証、住民票等)の写し
(補助事業を実施する者が法人格をもたないマンション管理組合である場合に限り
必要。)
□ マンション等であることを証する書類(建築確認通知書、建築基準法第6条の規
定による確認済証、賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書

類)の写し

補助対象設備の概要

1 家庭用:	燃料電池システム(エ	ネファーム)					
製造者名							
品名番号	(発電ユニット)						
品名番号	(貯湯ユニット)						
発電出力	(kW)		k W				
停電時自立	運転機能	□あり					
中米田田	着工予定日		年	月	日		
事業期間	完了予定日		年	月	日		
補助対象経	怪費(消費税及び地方			ш			
消費税を除	₹ < ₀)			円			
	リチウムイオン蓄電シ	/ステム 					
製造者名	○ ○ ○ ○ ○						
パッケージ			hr:	п			
SII登録年			年	月	日		
蓄電容量 (kWh)			k W h				
	光発電設備	□新設	□既設		当する		
県の補助金	との関係	□県が実施す	する補助金	念の交付			
	との関係		する補助金	念の交付			
県の補助金 (リースの	との関係	□県が実施す	する補助金	念の交付			
県の補助金	との関係 場合のみ) I	□県が実施す	する補助金	きの交付 けん。	寸を重社		
県の補助金 (リースの) 事業期間	との関係 場合のみ) 着工予定日	□県が実施す	する補助金 よありませ 年	念の交付 けん。 月 月	寸を重ね 日		
県の補助金 (リースの) 事業期間	との関係 場合のみ) 着工予定日 完了予定日 登費(消費税及び地方	□県が実施す	する補助金 よありませ 年	えの交付 けん。 月	寸を重ね 日		
県の補助金 (リースの) 事業期間 補助対象経	との関係 場合のみ) 着工予定日 完了予定日 登費(消費税及び地方 く。)	□県が実施す	する補助金 よありませ 年	念の交付 けん。 月 月	寸を重ね 日		
県の補助金 (リースの: 事業期間 補助対象経 消費税を除 3 窓の断	との関係 場合のみ) 着工予定日 完了予定日 登費(消費税及び地方 く。)	□県が実施す	する補助金 よありませ 年	念の交付 けん。 月 月	寸を重ね 日		
県の補助金 (リースの: 事業期間 補助対象経 消費税を除 3 窓の断 メーカー名	との関係 場合のみ) 着工予定日 完了予定日 登費(消費税及び地方 く。)	□県が実施す	する補助金 よありませ 年	念の交付 けん。 月 月	寸を重ね 日		
県の補助金 (リースの: 事業期間 補助対象経 消費税を除 3 窓の断 メーカー名	との関係 場合のみ) 着工予定日 完了予定日 登費(消費税及び地方 く。)	□県が実施す	する補助金 よありませ 年	念の交付 けん。 月 月	寸を重ね 日		
県の補助金 (リースの) 事業期間 補助対象経 消費税を防 3 窓の断 メーカー名 SII/北海道 製品名	との関係 場合のみ) 着工予定日 完了予定日 登費(消費税及び地方 く。)	□県が実施す	する補助金 よありませ 年	念の交付 けん。 月 月	寸を重ね 日	復して	
県の補助金 (リースの 事業期間 補助対象経 消費税を防 3 窓の断 メーカー名 SII/北海道	との関係 場合のみ) 着工予定日 完了予定日 登費(消費税及び地方 く。) 熱改修 環境財団登録番号	□県が実施す	する補助金 はありませ 年 年	をの交付 けん。 月 月 円	けを重ね 日 日	復して	
県の補助金 (リースの) 事業期間 補助対象経 消費税を防 3 窓の断 メーカー名 SII/北海道 製品名	との関係 場合のみ) 着工予定日 完了予定日 登費(消費税及び地方 さく。) 熱改修 環境財団登録番号 着工予定日 完了予定日	□県が実施す	する補助金 はありませ 年 年	を けん。 月 月 円 円	けを重ね 日 日	復して	
県の補助金 (リースの: 事業期間 補助教験 消費税を防 3 窓の断 メーカー名 SII/北海道 製品名 事業期間 改修を行う	との関係 場合のみ) 着工予定日 完了予定日 登費(消費税及び地方 さく。) 熱改修 環境財団登録番号 着工予定日 完了予定日	□県が実施す	する補助金 はありませ 年 年	を けん。 月 月 円 円	けを重行 日 日 日 日 日	復して	

補助対象経費(消費税及び地方	円				
消費税を除く。)					
補助対象経費の4分の1	円				
(1,000円未満切捨て)	1 3				
4 電気自動車・プラグインハイ	ブリッド自動車				
メーカー名・車名					
型式					
	□新設 □既設 ※該当する方に☑				
住宅用太陽光発電設備	□発電した電気を電気自動車等に充電でき				
	る。				
V 2 H充放電設備	□新設 □既設 ※該当する方に☑				
※該当する方に ☑	ロなし				
氏名又は名称					
所有者住所					
氏名					
使用者 住所					
1 , , , ,					
使用の本拠の位置					
補助対象経費(消費税及び地方	円				
消費税を除く。)					
5 NOII-女化母乳供					
5 V 2 H充放電設備					
メーカー名					
型式					
住宅用太陽光発電設備	□新設 □既設 ※該当する方に☑				
電気自動車等	□新設 □既設 ※該当する方に☑				
	年 月 日				
完了予定日	年 月 日				
補助対象経費(消費税及び地方					
消費税を除く。)	円				
補助対象経費の10分の1					
(1,000円未満切捨て)	円				
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1				
6 集合住宅用充電設備					
マンション等の名称					
マンション等の所在地					
* *** =					

メーカー名						
型式						
充電設備の住民以外の利用		□あり □なし				
中茶中田	着工予定日	年 月 日				
事業期間	完了予定日	年 月 日				
設置する対	電設備の基数					
(複数口の充電設備にあって		基(口)				
は、その口	1数)					
補助対象組	圣費(消費税及び地方	円				
消費税を関	余く。)	F3				
国が実施す	るクリーンエネルギー					
自動車の普	及促進に向けた充電・	円				
充てんイン	フラ等導入促進補助金					
の補助金額	頁					
(住民以外	の利用ありの場合)					
国が実施す	るクリーンエネルギー					
自動車の普	及促進に向けた充電・					
充てんイン	フラ等導入促進補助金					
の補助金額	頁の3分の2					
(住民以外	の利用なしの場合)	円				
国が実施す	るクリーンエネルギー					
自動車の普	及促進に向けた充電・					
充てんイン	フラ等導入促進補助金					
の補助金額	頁の3分の1					
(1, 0)) 0円未満切捨て)					
7 住民の	合意形成のための資料					
マンション	/等の名称					
マンション	/等の所在地					
資料作成事業者名						
		充電設備に係る				
		□ 設置場所見取図 □ 平面図				
作成する資	資料の種類	□ 電気系統図 □ 配線ルート図				
		□ 住民の費用負担のシミュレーション				
		□ その他 ()				
補助対象額	圣費(消費税及び地方	ī				
消費税を除く。)		1.1				

第1号様式別紙2

貸与料金の算定根拠明細書

富里市長様

リース事業者 住 所 名 称 代表者職・氏名 電 話 番 号

リース先 氏 氏 電 話 番 号

補助事業で導入する設備については、次のとおりであることについて間違い ありません。

また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、補助金交付後も遵守することを誓約します。

	リース	補助金額 (円)				ース料総額 を含む、税	
対象設備	期間 (月数)	富里市 補助金 (a)	補助金 補助金 合計(c)		補助金 なしの 場合(d)	補助金 ありの 場合(e)	差額(f) ((d)-(e))

(注意事項)

- ・補助金ありの場合のリース料総額(e)又はこれをリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で確認できること。リース契約書から、これが確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、補助金額確定後又は入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等をリース事業者及びリース先で締結した上で提出すること。
- ・補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額(f)が、補助金額合計 (c)以上であること。
- ・富里市補助金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元されること。リース契約とは別に貸与先に支払われる形は認められない。
- ・リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース 先が対象設備を購入する契約となっていること。

第2号様式(第7条関係)

富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付(不交付)決定通知書

 指令第
 号

 年
 月

 日

様

富里市長即

年 月 日付けで申請のあった富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付については、下記のとおり決定したので、富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 决定区分 交付(不交付)

交付決定額 円

(内訳) 家庭用燃料電池システム (エネファーム) 円

定置用リチウムイオン蓄電システム 円

窓の断熱改修

プラグインハイブリッド自動車 円

V2H充放電設備 円

住民の合意形成のための資料 円

2 交付の条件(不交付の理由)

第3号様式 (第8条関係)

富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更申請書

年 月 日

富里市長様

 申請者
 住
 所

 氏
 名
 ⑩

 電話番号

年 月 日付け指令第 号をもって補助金の交付決定のあった補助対象設備について変更したいので、富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

第4号様式(第8条関係)

富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更承認(不承認)通知書

 指令第
 号

 年
 月

 日

様

富里市長即

年 月 日付けで申請のあった変更については、下記のとおり 承認 (不承認)としたので、富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付 要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 決定区分 承認 (不承認)

承認による交付決定額

(内訳) 家庭用燃料電池システム (エネファーム) 円

定置用リチウムイオン蓄電システム
円

Щ

窓の断熱改修

電気自動車 円

プラグインハイブリッド自動車 円

V 2 H 充放電設備 円

住民の合意形成のための資料 円

2 交付の条件(不承認の理由)

第5号様式(第9条関係)

富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請取下書

年 月 日

富里市長様

 届出者
 住
 所

 氏
 名
 ®

 電話番号
 ®

年 月 日付け指令第 号をもって補助金の交付決定のあった富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金については、下記の理由により取り下げたいので、富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第9条の規定により届け出ます。

記

1 交付決定額

円

(内訳)	家庭用燃料電池システム(エネファーム	円
	定置用リチウムイオン蓄電システム	円
	窓の断熱改修	円
	電気自動車	円
	プラグインハイブリッド自動車	円
	V2H充放電設備	円
	集合住宅用充電設備	円
	住民の合意形成のための資料	円

2 取下げの理由

富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書

年 月 日

富里市長様

 届出者
 住
 所

 氏
 名
 ®

 電話番号
 ®

年 月 日付け指令第 号をもって富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付決定を受けた補助対象設備の導入が完了したので、 富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第10条の規定により次のとおり報告します。

補助金交付決定額			円
工事完了日			
※電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	年	月	日
にあっては自動車検査証の登録年月日			

私の住民登録について市長が確認することに

同意します ・ 同意しません (該当する方に○印)

※同意したときは、裏面の添付書類のうち住民票の写しの提出は必要ありません。

(補助対象設備が集合住宅用充電設備又は住民の合意形成のための資料である場合にあっては、住民登録の確認は行いません。)

下記を確認し、該当するものに✓

- □ 補助対象設備は未使用品(電気自動車・プラグインハイブリッド自動車にあっては新車)である。
- □ 補助対象設備は関係法令、制度、手続等に準拠し、設置等されている。
- ※添付書類は、裏面のとおりです。

(添付書類)

【共通】

□ 補助対象設備の概要(第6号様式別紙)
□ 補助対象設備の設置費等の支払を証する書類及び内訳書の写し(補助対象設備の
導入をリースで行う場合を除く。)
□ 住民票の写し(補助事業を実施する者が個人である場合に限り必要。)(補助対象
設備が集合住宅用充電設備である場合は除く。)
□ その他市長が必要と認める書類
【家庭用燃料電池システム (エネファーム)】
□ 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
□ 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
【定置用リチウムイオン蓄電システム】
□ 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
□ 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
□ 補助対象設備を設置する住宅が別表第2「定置用リチウムイオン蓄電システム」
の(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類
【窓の断熱改修】
□ 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
□ 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し(窓の性能を証明す
る書類の写しでも差し支えない。)
□ 補助対象設備を設置する住宅が別表第2「窓の断熱改修」の(1)に掲げる要件
を満たすことを証する書類
【電気自動車、プラグインハイブリッド自動車】
□ 補助対象設備の設置状況が確認できる写真(保管場所において撮影した写真)
□ 補助対象設備を購入する者が居住する住宅が別表第2「電気自動車、プラグイン
ハイブリッド自動車」の(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類
□ 自動車検査証記録事項の写し
□ 別表第6において、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合
の補助を受けようとするときは、V2H充放電設備を設置していることを証する
類

【V2H充放電設備】
□ 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
□ 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
□ 補助対象設備を設置する住宅が別表第2「V2H充放電設備」の(1)に掲げる
要件を満たすことを証する書類
【集合住宅用充電設備】
□ 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
□ 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
□ 一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した実績報告書類一式の写し
□ 上記の実績報告に係る申請の額の確定書類の写し(一般社団法人次世代自動車振
興センターへ変更の申請をしている場合に限る。)
□ 別表第6において、住民以外も充電設備を利用可能な場合の補助を受けようとす
るときは、マンション等の敷地の外から撮影した、住民以外も充電設備を利用する
ことができることの記載がされた案内板と周囲の景観が確認できる写真
【住民の合意形成のための資料】
□ 作成した充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図、住民
の費用負担のシミュレーション等の資料の写し
□ マンション管理組合の総会で集合住宅用充電設備の導入についての議論が行われ

たことが確認できる議事録等の写し

補助対象設備の概要

1 家庭用燃料電池システム (エネファーム)

1 家庭用窓村电池ノベノム(エ	$(\mathcal{N}, \mathcal{N}, \mathcal{M})$		
製造者名			
品名番号 (発電ユニット)			
品名番号(貯湯ユニット)			
製造番号			
発電出力 (kW)	k W		
工事完了日	年 月 日		
停電時自立運転機能	口あり		
補助対象経費(消費税及び地方	ш		
消費税を除く。)	円		
2 定置用リチウムイオン蓄電シ	ステム		
製造者名			
パッケージ型番			
SII 登録年月日	年 月 日		
蓄電容量 (kWh)	k W h		
工事完了日	年 月 日		
住宅用太陽光発電設備	□新設 □既設 ※該当する方に☑		
県の補助金との関係	□県が実施する補助金の交付を重複して申請す		
(リースの場合のみ)	るものではありません。		
補助対象経費(消費税及び地方	ш		
消費税を除く。)	円		
3 窓の断熱改修			
メーカー名			
SII/北海道環境財団登録番号			
製品名			
	□設備の設置工事着工日は、設置する住宅		
既存住宅への設置 	の建築工事完了日以降である。		
工事完了日	年 月 日		
改修した戸数			
(マンション管理組合による実績	戸		
報告の場合のみ記入)			

補助対象経費(消費税及び地方 消費税を除く。)	円			
補助対象経費の4分の1 (1,000円未満切捨て)	円			
4 電気自動車・プラグインハイ	ブリッド自動車			
メーカー名・車名				
型式				
	□新設 □既設 ※該当する方に☑			
住宅用太陽光発電設備	□発電した電気を電気自動車等に充電でき			
11.0.11 女化産乳性	る。			
V 2 H充放電設備	□新設 □既設 ※該当する方に☑			
※該当する方に	□なし			
所有者				
住所				
氏名 氏名 一				
住所				
使用の本拠の位置				
補助対象経費(消費税及び地方	円			
消費税を除く。)	L1			
5 V 2 H充放電設備				
メーカー名				
型式				
住宅用太陽光発電設備	□新設 □既設 ※該当する方に☑			
電気自動車等	□新設 □既設 ※該当する方に☑			
工事完了日	年 月 日			
補助対象経費(消費税及び地方	_			
消費税を除く。)	円			
補助対象経費の10分の1				
(1,000円未満切捨て)	円			
(2) = 0 14/1-11/19/2014 3/	<u> </u>			
6 集合住宅用充電設備				
マンション等の名称				
マンション等の所在地				
メーカー名				

型式	
充電設備の住民以外の利用	□あり □なし
工事完了日	年 月 日
設置した充電設備の基数	
(複数口の充電設備にあっては、	基(口)
その口数))	
補助対象経費(消費税及び地方	П
消費税を除く。)	円
国が実施するクリーンエネルギー	
自動車の普及促進に向けた充電・	
充てんインフラ等導入促進補助金	円
の補助金額	
国の補助金の変更の申請	□あり □なし
(住民以外の利用ありの場合)	
国が実施するクリーンエネルギー	
自動車の普及促進に向けた充電・	
充てんインフラ等導入促進補助	
金)の補助金額の3分の2	
(住民以外の利用なしの場合)	円
国が実施するクリーンエネルギー	
自動車の普及促進に向けた充電・	
充てんインフラ等導入促進補助	
金)の補助金額の3分の1	
(1,000円未満切捨て)	
7 住民の合意形成のための資料	
マンション等の名称	
マンション等の所在地	
資料作成事業者名	
	充電設備に係る
	□ 設置場所見取図 □ 平面図
作成した資料の種類	□ 電気系統図 □ 配線ルート図
	□ 住民の費用負担のシミュレーション
	□ その他 ()
総会での集合住宅用充電設備の	 可決・否決・その他 ()
導入に係る議論の結果	
集合住宅用充電設備の導入に係	
る今後の予定	

(スケジュール・方針)	
補助対象経費(消費税及び地方	Ш
消費税を除く。)	H

第7号様式(第11条関係)

富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金確定通知書

達第号年月日

様

富里市長即

円

年 月 日付けで実績報告のあった補助対象設備の設置に係る 補助金については、下記のとおり確定したので、富里市住宅用設備等脱炭素化 促進事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

交付確定額

富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書

		年	月	日
富里市長	様			

年 月 日付け達第 号をもって確定通知のあった富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金について、富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり請求します。

記

2 振込先

金融機関名 (ゆうちょ銀行以外)		銀行 金庫 農協 信用組合				本店 支店 支所 出張所
口座種別		普通	•	当座		
口座番号						
みるとも細伝	通帳	記号		通	帳番号	
ゆうちょ銀行	1	0				
	フリガナ					
口座名義人	氏 名					

富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認申請書

					年	月	日
富里市長	様						
		申請者	住	所			
			氏	名			ED
			雷話者	番号			

年 月 日付け指令第 号をもって富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付決定を受けた設備について、富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により次のとおり処分の承認を申請します。

処分する設備 ※該当するもの に☑	 □ 家庭用燃料電池システム (エネファーム) □ 定置用リチウムイオン蓄電システム □ 窓の断熱改修 □ 電気自動車 □ プラグインハイブリッド自動車 □ V2H充放電設備 □ 集合住宅用充電設備 □ 住民の合意形成のための資料
処分の方法 ※該当するもの に☑	□売却 □譲渡 □交換 □貸与 □担保 □破棄 □移設 □その他()
処分の時期	年月日から年月日まで
処分の理由	※具体的に記述してください。
処分の条件	※処分によって収益がある場合は、その額の見積りを記載 してください。

第10号様式(第14条関係)

富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認(不承認)通知書

指令第 号

年 月 日

様

富里市長

印

年 月 日付けで申請のあった処分については、下記のとおり承認 (不承認)としたので、富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第14条第3項の規定により通知します。

年 月 日までに下記の金額を返還してください。

記

- 1 決定区分 承認 (不承認)
- 2 承認の条件(不承認の理由)
- 3 納付額 円

第11号様式(第15条関係)

富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付決定取消通知書

 指令第
 号

 年
 月

 日

印

様

富里市長

年 月 日付け指令第 号をもって交付決定した富里市住宅 用設備等脱炭素化促進事業補助金については、下記のとおりその全部(一部) を取り消したので、富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第 15条第2項の規定により通知します。

記

円

1 取り消した補助金の額

2 取消後の補助金の額 円

3 取消しの内容とその理由